

鳥取県告示第708号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
NPO法人きなんせこども館	岩美郡岩美町大字浦富2475-33	NPO法人きなんせこども館	岩美郡岩美町大字浦富2475-33	平成24年10月3日	保育所等訪問支援